

報道関係者 各位

令和3年6月11日（金）
社会・援護局
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立
支援金業務推進室

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 相談コールセンターを設置します

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で一定の要件を満たす生活困窮世帯に対して、福祉事務所設置自治体から支給する制度です。（裏面参照）

多くの方からお問い合わせがあることから、厚生労働省に、新たに専用の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター」を立ち上げ、制度のご紹介を始めます。是非ご利用ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
相談コールセンター

0120-46-8030

受付時間 9:00～17:00（平日のみ）

※6月14日（月）から開始します。

（参考）これまでお知らせしていた問合せ先番号

0120-46-1999

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

- 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの

（注）再貸付まで借り終わった世帯（本年3月以前に総合支援資金（初回）を申請した世帯は最大200万円）や、再貸付について不承認とされた世帯、再貸付の申請を行うために自立相談支援機関への相談等を行ったものの再貸付の申請をできなかった世帯。生活保護世帯は除く。

- ・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/12 + ②住宅扶助基準額以下
（例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）
- ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
- ・ 求職等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
- 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

- 支給期間：3か月（申請受付は8月末まで）
- 実施主体：福祉事務所設置自治体